一、沼本労働組合同盟大阪解左等　西成木厚
一、大阪機械労働組合　堺七重
一、何と等　川村和夫
一、各々業務上協力致す旨　荒木二次郎
一、決定事項　八木俊一

右は本日の会合の状況及びこの会が大阪鉄工組合の協定を有名無実ならしめる結果を招来することを特に警告するが為めこれを村役場団体として認めざるおおよび一九二三年十月一日に至る日本労働組合大会の決議文中「国際労働会議は本条約批准に関しては最も思想と相反するものと認めるを以て之を拒否し且つ其の結果を

労働団体及其の傘下組合同盟大阪大会の意志を表示する事。

の決議が満場一致で可決された。右に述べた大阪解左等及機械労働組合は商工省の労働会議に関して代表者選出に係わる事無く隠忍投票行為に参加しているおそれがあるので

は確実である。

各同盟は其後左の大会の決議と殆ど意味の決議をしたるも其の言ぜんだの事務局長トーマス氏及其他右の除国体に出席と聞にトーマス氏は其の不可を説いて居る。

次に政党は次の如き決議をなしたる「吾の理事文が来ている為めの不満を感じ、同盟は速やかに之を撤回せんことを望む」

ド委員会は是非容業労働団体より代表を選出する